
長岡京市立多世代交流ふれあいセンター
(生涯学習に関するフロア)

使用の手引き

目 次

1. 多世代交流ふれあいセンターについて

- (1) センター平面図 P.1
- (2) アクセス・問合せ先 P.2
- (3) 使用できる部屋及び附帯設備の使用料等（生涯学習に関するフロア） … P.3
- (4) 使用上の注意 P.4

2. 生涯学習フロアの使用について

- (1) どんなことに・いつ使用できるのでしょうか？ P.5
- (2) 使用するには、まず何をすればよいのでしょうか？ P.6
- (3) 使用する場合の手続き方法はどうするのでしょうか？ P.8
- (4) 使用回数や申込み回数の制限はあるのでしょうか？ P.10
- (5) 使用承認書を交付されたが、使用日時等の変更や取消しはできますか？ … P.10
- (6) 使用料が安くなる制度は無いのでしょうか？ P.11

生涯学習フロア【交流室】



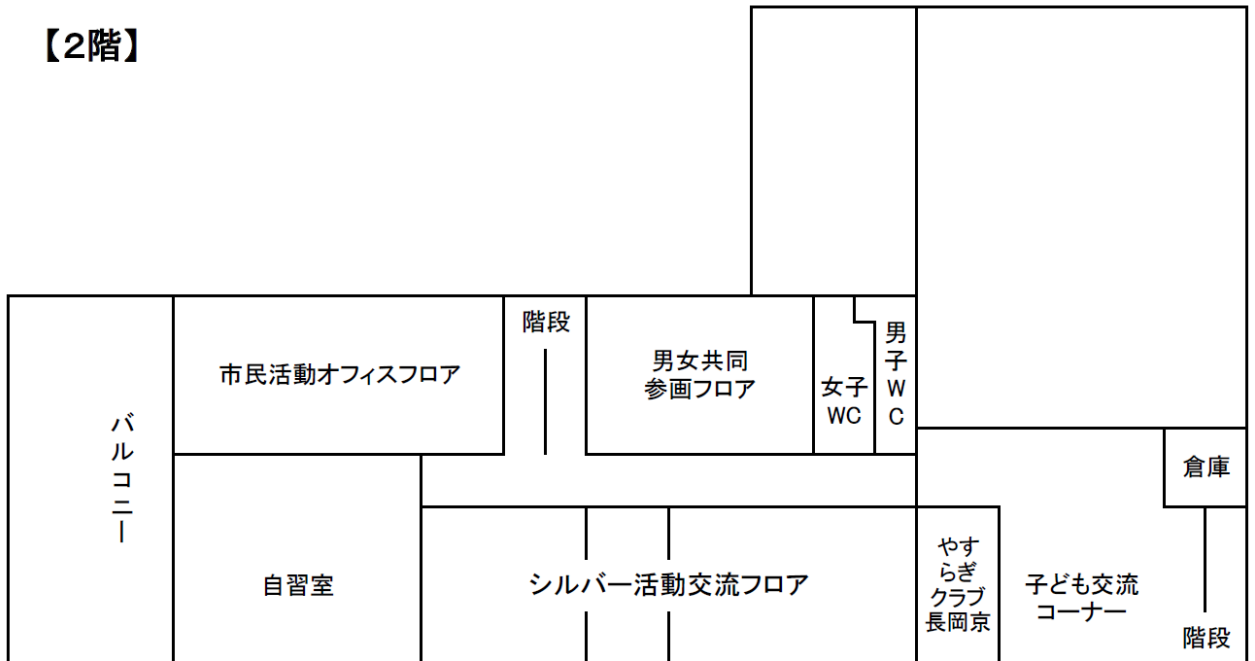
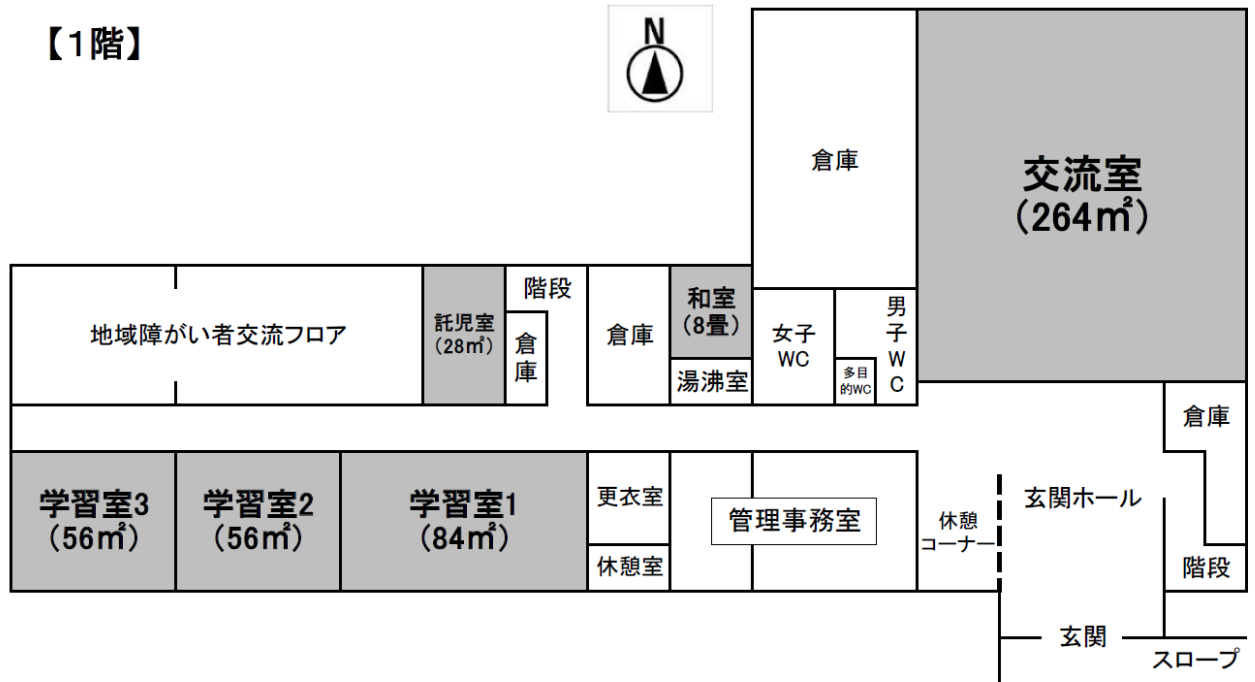
【学習室1】



注) この手引きは、「長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例」「長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例施行規則」「長岡京市立多世代交流ふれあいセンター生涯学習フロア運営要綱」「長岡京市公共施設予約システム管理運営規則」に基づき作成。

1. 多世代交流ふれあいセンターについて

(1) センター平面図



(2) アクセス・問合せ先

【アクセス】

◆ 電車・バスの場合

阪急京都線「長岡天神駅」、JR 東海道線「長岡京駅」から阪急バスで光風台・美竹台住宅方面（【5】【6】【7】番）のバスに乗り、『光風台住宅前』で下車すぐ。

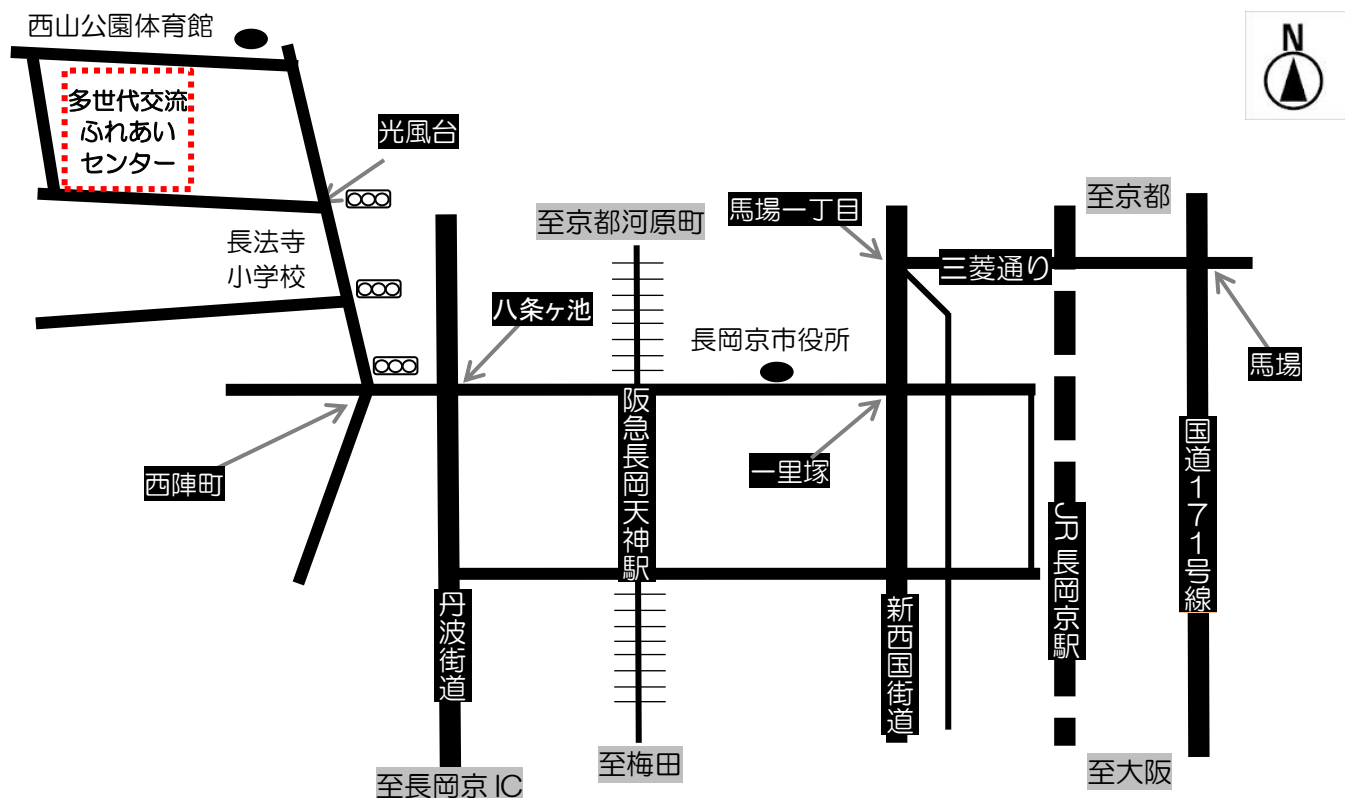
◆ 車の場合《駐車場 68台（普通車59台、軽自動車6台、おもいやり駐車場3台）》

*国道 171 号線から来られる場合

「馬場」交差点を西へ曲がり、「三菱通り」を西へ進む。JR 東海道線のガードをくぐり、「馬場一丁目」交差点を左折し、「新西国街道」を南下する。「一里塚」交差点を西へ直進する。踏切を超えて、そのまま直進し「西陣町」交差点を右折する。そのまま道なりに直進し、「光風台」交差点を左折する。光風美竹通りの坂を上った（約 300m）右側にあります。

*京都縦貫自動車道から来られる場合

「長岡京 IC」を降り北上し「丹波街道」を進む。「八条ヶ池」交差点を左折し、「西陣町」交差点を右折する。そのまま道なりに直進し、「光風台」交差点を左折する。光風美竹通りの坂を上った（約 300m）右側にあります。



【問合せ先】

長岡京市立多世代交流ふれあいセンター（愛称：長岡京こらさ）

〒617-0812 長岡京市長法寺谷山13-1

電話 075-955-2100 FAX 075-955-2200

メール tasedai-c@city.nagaokakyo.lg.jp

（３）使用できる部屋及び附帯設備の使用料等（生涯学習に関するフロア）

【使用できる部屋及び使用料等】

名 称	定員 (人)	広さ	料金区分及び使用料（円／時間） 〈税込〉			
			市内	市外 (3割増)	市内・営利 (5割増)	市外・営利 (8割増)
交 流 室	220	264m ²	1,980	2,574	2,970	3,564
学 習 室 1	40	84m ²	770	1,001	1,155	1,386
学 習 室 2	30	56m ²	550	715	825	990
学 習 室 3	30	56m ²	550	715	825	990
和 室	5	8畳	110	143	165	198
託 児 室	-	28m ²	無料			

【附帯設備及び使用料等】

	附帯設備の名称	単位	使用料 〈税込〉	備考
交 流 室	ステージ	1 回	1,100円	
	アンプ（マイク2本・マイクスタンド2本）		550円	
	スクリーン		110円	
各部屋共通備品	スクリーン		110円	

※学習室 1～3は長机です。

※託児室は、交流室・学習室 1～3・和室を借りた場合に使用できます（先着順）。

※消費税等の変更により、使用料の変更が生じることがあります。

(4) 使用上の注意

➤ 料金区分について【運営要綱第3条】

○団体、サークル、教室、事業所等の事務所や本部（拠点）等の所在地が市内・市外にある場合は、それが第一優先の判断材料となります（第1項第1・2号）。

○利益等を得ることを目的とする催し等とは（第1項第3号）

- 営利・非営利団体を問わず、「直接的な利益を得る目的」で利用する場合
- 非営利団体であっても活動資金の獲得など営利を目的とした場合

「直接的な利益を得る目的」とは

■ 新規顧客の獲得を目的にした活動

（商品・事業説明会、無料相談会、商品展示会など）

■ 既存顧客への営業活動

（会員優待イベントなど）

■ 有料（高額・少額問わず）の講座・教室・セミナー・イベント

※主催者が予約し、会費や参加費等を徴収する場合において、その費用が施設使用料や資料代等の実費負担分と確認できる書類（収支決算書・開催チラシ）等の提出によりヒアリングを行い非営利と判断する場合があります。

※サークル等で会費や参加費等は徴収するが、構成員の中で世話役（会長、庶務や会計など）を決め、施設予約や支払いを行い、講師（外部）を招き謝礼を支払っている場合は非営利とみなします。

※利用者登録が非営利団体であっても、上記等を実施する場合、または、開催後に判明した場合は、一時的に営利区分に変更しお支払いいただきます。

■ 商品の販売など

○当日の利用形態が営利を目的としない内容とは（第２項）

- 面接、採用試験、会社・学校説明会
- 会議（営業戦略会議や顧客獲得のための会議も含む）
- 派遣登録会
- 指導者説明会
- 各種研修 など

※利用者登録が営利団体であっても、上記等を実施することを本予約時に申告があった場合、一時的に非営利区分に変更しお支払いいただきます。

2. 生涯学習フロアの利用について

どんなことに・いつ使用できるのでしょうか？

◆どんなことに使用できるのか

＊生涯学習に関する活動を行う場合

＊利益等を得ることを目的とする催し等を行う場合

※ただし、長岡京市立多世代交流ふれあいセンター設置条例第７条の各号に該当するときは、使用できません。

◆いつ使用できるのか

【開館時間】午前９時００分から午後９時００分まで（準備及び後片付けを含む）

【休館日】祝日の月曜日、12月28日から翌年１月４日まで

使用するには、 まず何をすればよいでしょうか？

施設の利用者登録の申請が必要です。登録をしないと生涯学習フロアは利用できません。

◆利用者登録の申請

【どのようにすればいいの？】

申請場所：多世代交流ふれあいセンター（長岡京こらさ）窓口

申請受付時間：午前9時00分から午後7時00分まで（休館日を除く）

※ 郵送可。

申請手続きは、次のとおりです。

- ① 以下の書類をご準備の上、申請をしてください。

なお、毎月15日までに申請していただくと翌月の1日から申し込みができる抽選予約（3カ月後の予約）に参加できます。

（書類は、センターで配布又は市ホームページからダウンロードできます。）

<http://www.city.nagaokakyo.lg.jp/0000002036.html>

（ア）長岡京市公共施設予約システム利用者登録申請書

（イ）多世代交流ふれあいセンター利用者登録（変更）申請書

（ウ）多世代交流ふれあいセンター利用者登録構成員名簿

（エ）利用者登録審査書

（オ）団体情報の公開について

（カ）団体、事業所等の活動内容や企業内容がわかる資料（規約・規則・収支報告書・チラシ・パンフレット・HP コピー等）

※添付資料が不明な場合は、事前にお問い合わせください。

- ② ①の申請後、審査をし、公共施設予約システム利用者内容確認書を送付します。

これで登録手続き完了です。

※審査には、概ね10日程度の日数がかかります。ただし、場合により、それ以上の時間を要する場合があります。

【ご注意ください！】

※1つの団体に1つのIDしか交付できません。複数の申請があった場合でも同じ団体と判明した場合は、登録をお断りすることがあります。

【登録有効期間】3年ごとに5月末日をもって失効します。

＜例＞

令和5年6月時点で新規登録（更新）済み、もしくは、それ以降登録された場合の有効期限は令和8年5月末日です。令和8年6月1日以降分の抽選予約に参加されたい場合は、令和8年2月中旬までに、更新が必要です（以降、3年毎ごとに更新が必要）。

更新時期は、予約システムへの表示や広報「長岡京」、センターへの貼り紙等でお知らせします。

※登録時にIDとパスワードが決定します。忘れないようにメモをとり保管してください。パスワードを忘れた場合は、代表者が施設窓口に本人確認書類（運転免許証や保険証等）をご持参いただきましたら、お伝えいたします。

※電話等でのお問い合わせによりパスワードをお答えすることはできません。

使用する場合の手続き方法は どうするのでしょうか？

◆手続き方法

インターネット（市ホームページ）やキオスク端末又は窓口で、使用申込み手続きをしてください。

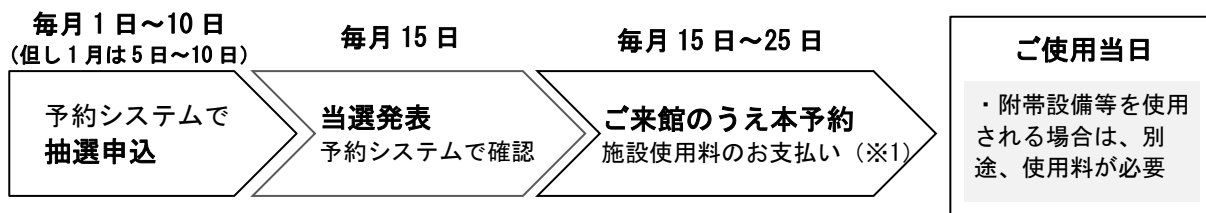
【インターネット（市ホームページ）やキオスク端末での申込方法】

長岡京市公共施設予約システムを使用し、お申込みください。申込方法は、次の2通りの方法があります。

- ・ 抽選申込・・・利用する月の3カ月前から
- ・ 仮予約・・・利用する月の2カ月前から

① 3カ月前からの抽選申込

使用しようとする日の属する月の3月前の月の初日から10日までに申込みができます。申込み期間の属する月の15日以降に予約システムで抽選結果をご確認ください。15日の当選確認後から同月の25日までに、こらさへ来館のうえ、窓口で本予約（使用料支払い）を行ってください。期間内に本予約手続きが無い場合、当選の権利は無くなります。

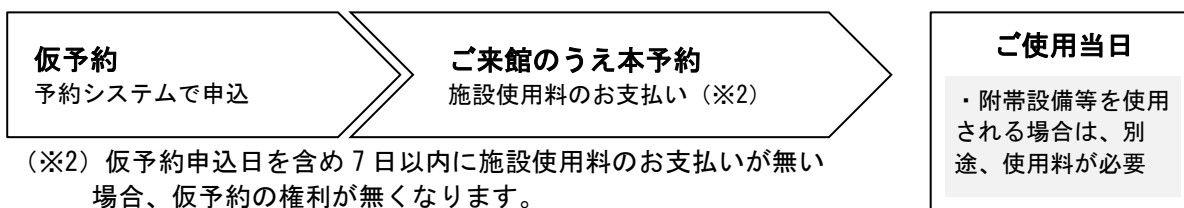


(※1) 期間内に本予約手続きが無い場合、当選の権利は無くなります。

② 仮予約申込み

使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から使用しようとする日の10日前までの間は、空き状況を確認し仮予約ができます。仮予約後は、仮予約日を含め

て7日以内に、こらさへ来館のうえ、窓口で本予約（使用料支払い）を行ってください。期間内に本予約手続きが無い場合、8日目には仮予約の権利が無くなります。



インターネット（市ホームページ）やキオスク端末で空き状況を確認した際に、マークがついていたら仮予約の申込みができません。こらさ窓口で、申込み手続きを行ってください。

【窓口での申込方法】

使用しようとする日の属する月の2月前の月の初日から、使用しようとする日までの間に、こらさ窓口で申込みができます。窓口で使用したい日を申し出て、本予約（使用料支払い）を行なってください。



【共通事項】

- ・ 窓口の受付時間・・・午前9時から午後7時（休館日除く）
- ・ 本予約（使用料支払い）完了後に「生涯学習に関するフロア使用承認書兼領収書」を交付します。この許可書は、領収書ですので、再発行できません。変更及び取消し（キャンセル）時にも必要となることがありますので、大切に保管してください。
- ・ 付帯設備等を使用される場合は、使用日の当日に窓口で申し出て、使用料をお支払いください。

使用回数や申込み回数の制限はあるのでしょうか？

◆使用（抽選申込み・仮予約・本予約）できる回数

こらさは、1 カ月に使用（抽選申込み・仮予約・本予約）できる回数制限はありません。

使用承認書を交付されたが、使用日時等の変更や取消しはできますか？

◆使用承認分の変更及び取消

【承認された使用日、使用時間、使用施設を変更する場合】

承認書を交付された日（以下「承認日」という。）を含み7日以内であれば、1回に限り変更が可能です。使用料に差額が発生した場合は、次のとおりです。

- ・使用料増の場合 ⇒ 差額分のみ納付してください。
- ・使用料減の場合 → 差額分のみ全額還付します。

《3カ月前抽選による当選分の変更》

当選月内での使用日の変更及び使用時間の短縮のみ可能です。使用月の変更及び使用日・使用時間の追加はできません。

《2カ月前からの本予約分の変更》

使用日、使用時間、使用施設の変更が可能です。

【承認分を取消し（キャンセル）する場合】

承認日から使用日前日まで取消しができます。使用日当日の取消しは、できません。使用料における還付金の取扱いは、次のとおりです（規則第 12 条）。

- ・前日までに取消した場合 ⇒ 使用料の 50%を還付します。

【共通事項】

- ・手続きの際は、「生涯学習に関するフロア使用承認書兼領収書」を持参の上、施設窓口で変更または取消しをお申し出ください。
- ・還付金が発生する場合は、代表者若しくは代理受取りが可能です。代理受け取りは、使用団体登録会員名簿に記載されている方に限ります。還付手続きの際に、施設窓口で本人確認をさせていただきますので、本人確認書類（運転免許証や保険証等）をご持参ください。

使用料が安くなる制度は無いのでしょうか？

◆条件により使用料の減免制度があります（規則第10条）。

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が使用する団体の構成員の1/2以上の場合は、減免制度があります。

【手続き方法】

「使用するには、まず、何をすればよいのでしょうか？」(P.6)の項目をご覧ください書類を提出してください。申請の際、上記の手帳をお持ちの方の中で、代表者1名の手帳の提示が必要です。

なお、審査の結果、減免制度の条件に合わない場合は、減免対象とならない場合もありますのでご了承ください。

【ご注意ください！】

減免団体が入場料等を集めて行う営利事業や物販をする場合については、減免とならない場合があります。